

# 中小企業の設備投資を支援します!



今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

## 市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ\*になります

\*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】

### POINT!



1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

\*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（注）市町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

上記制度のお問い合わせ先、  
優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。

# お問い合わせ先



対象地域	担当課		連絡先 (直通)
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	産業振興課	048-600-0303
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

※上記お問い合わせ先については、固定資産税の特例に係るお問い合わせ先となります。  
各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

## 優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援事業 (ものづくり・サービス補助金)	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン補助金)	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上 IT導入支援事業 (IT補助金)	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

# 設備投資に係る新たな固定資産税の特例措置について

平成30年2月  
全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

平成30年度税制改正において、中小・小規模企業の投資を後押しし、生産性向上を支援するため、設備投資した償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。本特例に合わせ、「ものづくり補助金」等の支援措置も重点支援されます。

## 特例措置の内容

★特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

### 要件

#### ①地域の要件（行政側）

- ◆ 導入促進基本計画\*の同意を受けた市町村
- ◆ 市町村の条例で3年間、固定資産税の特例率をゼロ以上1/2以下とする（国から地方交付税交付金で75%を税収補てんされる。ただし、不交付団体を除く。）

#### ②設備投資の要件（事業者側）

- ◆ 市町村が策定した計画に基づき認定を受けた\*中小・小規模企業が実施する設備投資
- ◆ 設備導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ◆ 生産、販売活動等のために直接供される新たな設備投資

\*生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の成立が前提

### 措置の内容

#### ①税制措置

- ◆ 市町村から認定を受けた事業者が実施した設備投資については、**固定資産税を減免**（ゼロ以上1/2）

#### ②支援措置【税率をゼロにした地域に対する投資促進のための更なる支援】

- ◆ 市町村から認定を受けた事業者には、**ものづくり補助金等の補助率を引上げ**（1/2から2/3へ）
- ◆ **ものづくり補助金等**については、**国から同意を受けた市町村内の事業者の申請案件には、加点を行う**（優先的採択）

## 臨時措置法



\*スキーム等は検討中

## 対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備※中古資産でないこと

【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】

- ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内）

**国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。**